

和歌山市ひとり親家庭等日常生活支援事業 公募要領

1 公募の目的

和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例、同条例施行規則、同実施要綱に基づき、生活支援員を派遣し、必要な支援を行わせるにあたり、事業を委託できる事業者を公募します。

2 契約概要

(1) 事業名

和歌山市ひとり親家庭等日常生活支援事業

(2) 契約内容

別紙「和歌山市ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託金額

次表（消費税及び地方消費税を含む）のとおりとし、実績払いとする。

9時～18時	1時間当たり2,400円	1時間に満たないときは、30分未満は0円、30分以上1時間未満の場合は、1時間当たりの金額。
18時～翌日9時	1時間当たり3,000円	
訪問先から次の派遣先への移動時間	1時間当たり1,860円	1時間に満たないときは、30分未満は0円、30分以上1時間未満の場合は930円。

4 応募者の資格要件

次のいずれにも該当する事業者であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再

生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

- (4) 和歌山市内に事業所があり、かつ、生活支援員として必要な支援を行えるスタッフを有していること。
- (5) 法人及び代表者に次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (6) 事業者の代表者及び役員が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員ではないこと。

5 応募手続

この公募への申込を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。
なお、ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

(1) 提出場所、問合せ先

〒640-8511 和歌山市七番町23番地
和歌山市こども家庭課（市役所東庁舎2階）
TEL：073-435-1219（直通）
e-mail：kodomokatei@city.wakayama.lg.jp

(2) 提出書類

- ① 和歌山市ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る提出書類一覧（様式第1号）
- ② 和歌山市ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る業務委託 公募申込書（様式第2号）
- ③ 事業者の概要（様式第3号）
- ④ 生活支援員名簿（様式第4号）
- ⑤ 法人の定款
- ⑥ 法人の登記簿謄本（原本）
- ⑦ 法人及び代表者に本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類として、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本公募に係る申込書及び提出書類の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。
- ⑧ 法人及び代表者に消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類として、納税地を所管する税務署が発行する納税

証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、代表者にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本公募に係る申込書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(3) 提出方法

和歌山市こども家庭課窓口に提出書類（各1部）を直接持参すること。

(土日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで

※木曜日のみ19時まで)

6 審査及び契約

提出書類により審査を行い、事業を委託することが適当と認められる事業者を選定し、契約を締結します。

7 留意事項

- (1) 虚偽その他不正な申請があつた場合は、選定結果を無効とします。
- (2) 本事業の中止や選定されなかつたことによる一切の損害等について、和歌山市が責任を負うものではありません。
- (3) 応募書類の作成に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 募集開始から選定までの期間、本件業務に従事する職員への直接、間接を問わず、本公募を目的とした接触を原則禁止します。